

「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」設置規程

(総則)

- (1) 通報窓口について、ウェブサイト、SNS 等を通じて、恒常的に NF 関係者等に周知を行うこととする。
- (2) 通報窓口の担当者は相談内容に関する守秘義務を負うものとする。
- (3) 通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについて機微情報として厳秘扱いとして取り扱うものとする。
- (4) 通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- (5) 通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを徹底するため、NF 役職員に対して研修を行うものとする。

(目的)

第1条 この規程は「倫理規程」に基づき、スポーツにおける暴力行為等に関する相談及び問い合わせ（以下「相談等」という。）に対応する体制を整備するため、「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」（以下「相談窓口」という。）に関することを定めるものとする。

(体制及び担当)

第2条 相談窓口は社員総会の下に置き、その事務は当協会事務局が所掌する。但し、相談者のプライバシー保護及び調査対象者のプライバシー保護の観点から、相談窓口の担当者は原則として事務局長とする。

(相談内容及び利用者の範囲)

第3条 相談窓口は、倫理規程違反行為についての相談等に対応する。但し、私怨・誹謗中傷・不平不満に関するものは除く。

2 相談窓口では、第1項に定める倫理規程違反行為以外の事案については対応しない。

(相談等の方法)

第4条 相談窓口の利用方法は、電子メール・ファクシミリ・書面のいずれも可能とする。

(手続)

第5条 相談窓口は、匿名の場合を除き、相談者に対して相談等を受け付けた旨を速やかに通知するとともに、相談等の内容を確認する。

2 理事長は、相談窓口の相談内容について報告を受けた場合、解決に最も適する当協会担当者・加盟団体等に通知し、事実の確認及び適切な対応を依頼する。

3 事案の確認及び対応の依頼を受けた当協会担当者・加盟団体等は、相談等に関する確認及び調整にあたり協力・連携して対応するとともに、確認及び対応結果について理事長に報告する。

4 理事長は、相談等が匿名で連絡先が確保できないこと等によって、本規程に定める事

実関係の調査、その他の責務を遂げることに著しい支障を来す場合には、その責務を免除される。

5 理事長は、事案及びその確認並びに対応結果について、倫理委員会に報告する。

6 理事長は、事案の内容に応じて、委員会を開催し対応する。

7 社員総会は相談窓口を通して、紛争状態にある相談等については、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構及び独立行政法人日本スポーツ振興センター等への相談及び問い合わせを相談者に提案する。

8 相談窓口、倫理委員会、その他事案の確認及び対応の依頼を受けた当協会担当者は、相談者のプライバシー保護及び調査関係者のプライバシー保護に配慮しなければならない。

(情報の保護)

第6条 相談等に対応する事務局長は、正当な理由なく、相談等の内容を開示してはならない。

2 事案の確認及び対応の依頼を受けた当協会担当者は、正当な理由なく、相談・調査内容等の内容を開示してはならない。

(対応者の責務)

第7条 相談を受けた事務局長及び事案の確認及び対応の依頼を受けた当協会担当者は、法令及び当協会諸規程に基づき、誠実に対応するように努めなければならない。

(補則)

第8条 その他相談窓口について必要な事項は、倫理委員会で定める。

(その他)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、社員総会の承認を得て別に定める。

2 この規程の改廃は、社員総会の議決による。